

入会の手続き

《入会の資格》 臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有している者で、各都道府県臨床(衛生)検査技師会の会員(同時入会可)である者
 入会(新入会・再入会)を希望される方は、当会ホームページ(www.jamt.or.jp)の「入会専用ページ」から手続きができます。

令和2年度会員(令和2年4月～翌年3月)

⇒⇒⇒ 入会申込は令和2年2月1日開始

会員資格は令和2年4月1日から(3月31日までに入金確認がとれた方)

- 会員証は令和2年4月1日以降にご自宅住所に届きます。
- 令和2年3月31日までは、学会や研修会、講習会等の各種行事の申込みができません。また、4月以降に開催される各種行事の事前申込みも令和2年3月31日までは行えません。
- 保険適応は最短で4月1日からです。適応時期については次ページの「新入会・再入会の保険加入手続き」をご確認ください。

令和元年度会員(平成31年4月～令和2年3月)

⇒⇒⇒ Web申込令和2年1月31日終了

期間は短くても令和元年度会員になりたいという方に有効です。ただし、年会費は1年分お支払いいただきますので、入会したい年度に十分ご注意ください。

会員資格は令和2年3月31日まで←要注意

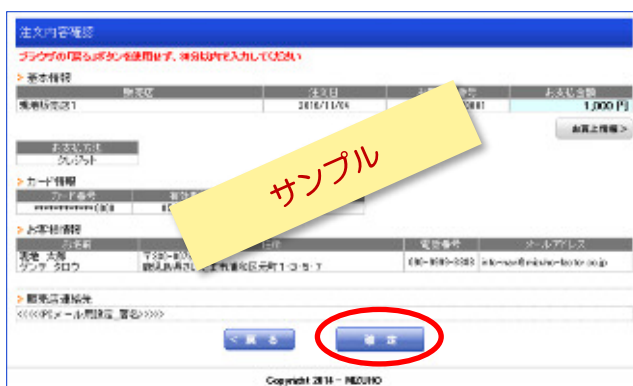
- 令和2年2月1日以降で令和元年度入会をご希望の方は事務局までお問合せください。

入会(新入会・再入会)初年度の年会費は、払込票決済(コンビニまたは郵便局でお支払)、クレジットカード決済のいずれかを利用でき、2年目(翌年度)以降は口座振替となります。所属する都道府県技師会の入会金・年会費の金額は、Web入力画面で確認できます。

web申請できない方は、ホームページから「入会申込書」「口座振替依頼書」をダウンロード(ご希望の場合には口座振替依頼書・申込書を事務局から送付することも可能です)、所定の事項を記入・押印のうえ、当会事務局に郵送してください。当会事務局で代理入力の上、払込票をお送りします。

再入会の場合、従前の会員番号を継続使用します。氏名、生年月日を入力しますと従前の会員番号が表示されます。ご不明な場合は当会事務局(03-3768-4722 jamt@jamt.or.jp)へお問い合わせください。

クレジットカード決済でのサンプル画面



重要：決済時の個人のクレジットカード情報は、信頼のおける金融機関であるみずほファクター株式会社(登録番号：関東財務局長(11)第00459号、PCIDSS準拠済の決済代行業者)のサーバーを「通過」して各クレジットカード会社のサーバーへリンクする決済システムで「処理」されます。日臨技は関与せず、日臨技会員管理システムでもクレジットカード情報は一切保持しませんので、ご安心ください。

新・再入会希望の皆様へ

※会員の皆様、お知り合いの入会希望者に本案内を広めていただければ幸いです。

入会手続きは日本臨床衛生検査技師会（JAMT）トップページの「入会はこちら」をクリック



画面に従って入会申請手続きを進めてください。

必ず最終画面で「入会申込書」「口座振替依頼書」を印刷して当会事務局までご郵送ください。印刷ができない場合には事務局までご相談ください。

※最終画面まで進まずに手続きを中断された場合は最初から再入力が必要な場合があります。ご注意ください。

新入会・再入会の保険加入手続き

3月15日までにお支払が完了すれば、新年度の4月1日より保険加入となります。

お支払がその月の15日までに完了していれば、会員資格を得て翌月初より保険加入となります。

※例 5月1日から保険加入するには4月15日までに払込みを完了する。

入会后、次年度以降は口座振替が大原則

会費の口座振替は一度定着すればもっともローコストな運用方法です。コスト削減にもつながりますのでご協力をお願いいたします。

毎年、払込票で会費支払いを継続されている皆さまには、会員間の公平性の原則から手数料275（消費税込）円のご負担をいただいております。極力、口座登録手続きを行うようお願いします。

従って、新入会・再入会の手続きの際に口座振替依頼書を未提出の方は、口座振替依頼書を印刷、必要事項を記入・押印のうえ郵送（毎年1月10日までに日臨技必着）をお願いします。

- ・令和2年度会員として入会：令和3年1月10日まで上記手続き完了（令和3年度分の手数料は発生しません。）
- ・令和元年度会員として入会：令和2年1月10日まで上記手続き完了（令和2年度分の手数料は発生しません。）

なお、金融機関お届け印の間違い等で口座振替登録が滞るケースもあります。この場合、手続きの書類を再提出していただくこととなりますが、期間内に手続きが完了できず、次年度会費の口座振替ができない場合は手数料が請求されますのでご注意ください。

都道府県技師会への入会が必須となりました

令和元年度定時総会において、定款が変更（会員資格に関する内容）され、臨床検査技師又は衛生検査技師免許を有する者を正会員の入会資格とする規定に、「各都道府県臨床（衛生）検査技師会の会員であること」が加えられました。そのため、令和元年12月1日以降に入会される方は都道府県技師会への入会が必須となっております。

また、令和元年12月1日時点において、当会の正会員であって都道府県技師会の会員でない者について、都道府県技師会の会員とならない間は、都道府県技師会の会員でなくても当会の会員のみを継続することができます。

- ・令和元年12月1日以降、退会後に当会に再入会する場合、都道府県技師会への入会は必須です。
- ・令和元年12月1日以降、都道府県技師会にも入会した後、都道府県技師会のみを退会することはできません。

なお、都道府県技師会への入会は、当会の会費とは別途、都道府県技師会の会費等が必要となります。

会員情報の取り扱い

個人情報の取り扱いについて

当会は、会員の皆様にご登録いただいた個人情報は、「個人情報保護規程」を遵守し、「個人情報保護ガイドライン」の方針で運用することにより個人情報を適切に保護・管理しています。また、「個人情報の取り扱いについて」を以下のとおり示し、会員サービスにあたり運用しています。ご理解、ご協力をお願いいたします。

当会は、「入会申込書」「会員異動届」「口座振替依頼書」により提供を受けた会員の個人情報を次の目的に使用し、他に流用しません。なお、以下の目的を達成するため、規程及びガイドラインに従い、第三者(委託業者)及び共同利用者(各都道府県技師会管理者)へ、既得の個人情報を含め、その一部または全部を提供することがあります。

- ① 当会の年会費の口座振替およびコンビニエンスストア、郵便局からの支払い請求業務
- ② 全員加入保険（臨床検査技師賠償責任保険及び普通傷害保険）の加入手続き業務
- ③ 定款に定めた事業、総会、会報誌、研修会、認定制度等の当会活動全般に関する会員へのサービス業務（登録・送付・受付・メールでの案内通知 他）
- ④ 当会における会員管理業務
- ⑤ 共同利用者における会員管理業務
- ⑥ 前記①～⑤に付随する業務

※入会時の「個人情報」としてマイナンバー情報を取得することはありません。マイナンバー情報は、「特定個人情報」として区別され、学会や研修会などの講師謝礼をお支払する方から、税法上の必要に応じて取得するものです。